

## 聴覚障がいを持つ方への支援の方法について

## 現 状(稚内市)

## ① 手話奉仕員の派遣

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がいを持つ方に対し**手話奉仕員**を派遣するもの。

## 利 用 状 況

利用者 2名  
年間利用回数 約30回  
(病院受診、年間手続きなどの際に利用)

聴覚障がいで障がい者手帳をもつ方は約150名。  
そのうち手話を使える方は2名

## ② 要約筆記奉仕員の派遣

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がいを持つ方に対し**要約筆記奉仕員**を派遣するもの。

## 利 用 状 況

利用者 1名  
年間利用回数 約1回  
(身障協会の総会の際に利用)

手話を使えない方も利用できるが、利用回数が少ない

要約筆記とは、手話を主なコミュニケーション手段としない中途失聴者や難聴者に対して情報を伝える方法で、話の内容をその場で文字にして伝えるもの。話の内容を全て文字にするのではなく、内容を要約しながら伝える支援の方法。ノートに手書きするほか、パソコンに入力してスクリーンに映し出す方法もある。(講演会など)

日常生活の大半は、「筆談」で済ませている

近年、スマートフォンなどで、話した内容を文字にして表示するアプリケーションを利用している方もいる

## ③ 今後検討したい支援

便利なアプリケーションの活用の仕方を共有する仕組み

▼聴覚障がいを持ちアプリを使っている方が、アプリを知らない方に教える

▼教えてもらって使えるようになった方が、また別の方に教える

▼便利な使い方を知っていたら、教え合う

## 効 果

障がいを持つ方が、人に教えることができる  
交流が広がる、深まる  
共に支え合うことができる

## 方 法

- ・
- ・
- ・